

国内経済要録

◇財政投融资の追加について

政府は8月8日、国民生活環境の整備、福祉の向上のため、2,668億円に上る財政投融资の追加措置を閣議了承した。内容は、地方公共団体の発行する債券の引受け1,610億円、公営企業公庫の発行する債券の保証279億円(弾力条項発動分)および開発銀行等に対する貸付779億円で、対象機関の自己資本を加えた事業・融資規模ベースでは、3,576億円となる。なお、本措置は既往財政投融资の繰上げ発注による年度末空白を防ぐ趣旨によるものであり、ここにきて一段と景気を刺激することをねらうものではないとされている。

(1) 今次財政追加の用途別分類

	金額 構成比	
	億円	%
生活福祉	1,405	52.7
住宅	290	10.9
都市	204	7.6
公害	169	6.3
中小企業	130	4.9
地域開発	470	17.6
合計	2,668	100.0

(2) 機関別追加事業、融資規模(単位・億円)

機関	事業・融資規模	うち本年	
		度	支出分
開銀・公庫	745	(545)	
社会福祉事業振興会	10	(10)	
公害防止事業団	110	(52)	
帝都高速度交通営団	62	(62)	
道路公団	414	(410)	
鉄建公団	115	(115)	
地方公共団体・公営公庫	2,120	(2,071)	
合計	3,576	(3,265)	

◇資金運用部の預託金金利および融通利率の引下げ

大蔵省は、資金運用部の預託金金利(期間7年以上のもの)および融通利率の引下げを資金運用審議会の議を経て次のとおり改訂、9月1日から実施することとした。

	改訂後	改訂前
預託金金利 (期間7年以上のもの)	6.2%	6.5%
融通利率	6.2	6.5
	6.7	7.0

- (注) 1. 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子(改訂前0.5%)が付されている。今回の引下げはこの特別利子の改訂によるもの。
2. 特定土地改良工事特別会計に対する貸付のうち、従前の利率によることとされている昭和36年度以前からの継続工事にかかる貸付については、融通利率6.3%のものを6.2%とする。

◇長期金利の改訂

1. 事業債

最近における事業債の市中実勢利回りの低下傾向にかんがみ、事業債の発行条件が次のように改訂され、9月起債分から実施されることとなった。

事業債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率・発行価格)

	10年債		7年債	
	改訂後	改訂前	改訂後	改訂前
A格債	6.984% (6.9%) (99.50円)	7.171% (7.0%) (99.00円)	6.900% (6.9%) (100.00円)	7.053% (7.0%) (99.75円)
A'格債	7.027% (6.9%) (99.25円)	7.215% (7.0%) (98.75円)	6.953% (6.9%) (99.75円)	7.106% (7.0%) (99.50円)
B格債	7.070% (6.9%) (99.00円)	7.258% (7.0%) (98.50円)	7.006% (6.9%) (99.50円)	7.160% (7.0%) (99.25円)
C格債	7.185% (7.1%) (99.50円)	7.373% (7.2%) (99.00円)	7.100% (7.1%) (100.00円)	7.253% (7.2%) (99.75円)
D格債	7.272% (7.1%) (99.00円)	7.461% (7.2%) (98.50円)	7.207% (7.1%) (99.50円)	7.362% (7.2%) (99.25円)

2. 地方債

事業債の発行条件改訂に対応し、地方債の発行条件が次のとおり改訂され、9月発行分から実施されることとなった。

地方債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率・発行価格)

	改訂後	改訂前
地方債	6.918% (6.8% 99.30円)	7.021% (6.8% 98.70円)

◇電信電話会社の公募債発行について

郵政省は8月23日、第1回公募特別電信電話債券200

億円の発行を下記条件により認可した。本債券の発行は、今後電信電話会社では回線設備の増強が企業の電算機導入等により必至となる一方、これに要する資金の調達が加入者引受電話債では新規加入者の純減等から制約があり、また政保債でも政府予算とのかね合いから困難であるため、この際資金調達手段の多様化を図っておこうとする趣旨によるもの。発行条件は次のとおり。

表面利回り	6.8%
発行価格	99.40円
応募者利回り	6.901%

◇外貨貸し制度の実施について

大蔵省は8月18日、最近における国際収支の状況にかんがみ、海外投資を強力に促進するため、日本輸出入銀行等の政府関係機関および外国為替公認銀行が海外投資を行なおうとする居住者に貸し付ける資金の一部について外貨による貸付を認めることとした。実施要領は次のとおり。

(1) 外貨資金の貸付対象

- イ. 日本輸出入銀行…海外投資資金および特定の重要物資の輸入前払資金の貸付。
- ロ. 石油資源開発公社、金属鉱物探鉱促進事業団…海外における石油、金属鉱物探鉱資金の貸付。
- ハ. 海外経済協力基金…一般案件のうち海外投資資金の貸付。

ニ. 外国為替公認銀行…海外投資資金および特定の重要物資の輸入資金の貸付(日本輸出入銀行との協調融資を含む)。

(2) 許可基準

上記の貸付のうち、政府関係機関または外国為替公認銀行の審査を経たものでかつ下記の条件を満たすものについて、外国為替管理令第13条の許可を与えるこ

ととする。

- イ. 外貨貸しによらなければ実施が困難なものに限る。すなわち、本制度によってはじめて外貨の流出または将来の外貨流出の繰上げが行なわれるような案件が対象になるのであって、円金融によっても外貨流出が期待されるものは除かれる。
- ロ. 貸し付けられた外貨は、必ず国外に持ち出されること。したがって投資資金のうち本邦からの輸出にあてられることが明らかなものは除かれる。
- ハ. 円金融を阻害しないため、原則として貸付は一部円貨、一部外貨による。

◇ロンドン市場でのCD発行について

大蔵省は、かねてロンドンに支店を持つ外国為替公認銀行11行から申請のあったロンドン市場におけるドル建CDの発行を認めることとし、8月24日その旨を各行に内示した。発行額についてはとりあえず一応の限度を設け、期間は5年以内としている。なお、CDの発行はロンドン市場に限定され、CD発行代り金の国内持込みは禁じられている。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
	%	%	%	%
改訂前	6.500	6.500	6.750	6.750
8月24日以降	6.500	6.625	6.750	6.875